

千葉県告示第30号

道路の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、平成30年1月15日から2週間一般の縦覧に供します。

平成30年1月15日

千葉市長 熊谷俊人

路線名	供用開始区間	供用開始期日
市道 小倉町95号線	若葉区小倉町138番1から 若葉区小倉町139番2まで	平成30年1月15日
市道 小倉町96号線	若葉区小倉町134番1から 若葉区小倉町135番25まで	平成30年1月15日
市道 小倉町204号線	若葉区小倉町135番9から 若葉区小倉町135番8まで	平成30年1月15日